

議会基本条例検証結果のまとめ

～議会改革のための推進項目について～



令和4年12月

議会運営委員会

議会基本条例検証結果のまとめ

～議会改革のための推進項目について～

(経過と目的)

中津市議会では、平成28年3月に「中津市議会基本条例（以下基本条例という）」を制定し、平成31年4月の市議会改選後、令和2年度に中間見直しを行い、その後の議会活動についての検証及び更なる推進を図るため、議会運営委員会での協議を通じて、本報告書をまとめました。

検証方法としては、推進項目として各会派から挙げられた95項目にわたる今後の取組み（対策）について、全会派からの意見集約をもとに優先順位が高いとされた36項目を検討項目としてとりまとめ、それぞれの所管において検討を行いました。

本報告書では、会長会、議会運営委員会、広報広聴委員会、総務企画消防委員会、厚生環境委員会、教育産業建設委員会の各所管において「推進項目チェックシート表」に示された検討結果により、「実施する」とした項目については各所管での積極的な取組みを期待するとともに、「改選後の再検討」とされた項目については、次期改選後の速やかな検討を申し送るため、議会運営委員会において確認しました。

議会改革は、終わりのない永続的な取り組みが必要であり、今後、中津市議会が本報告書により、積極的に推進項目について検討・実行し、市民福祉の向上と市政発展のため、「市民に開かれた議会」として、更に進化していくことを目指します。

令和4年12月21日

議会運営委員会
委員長 相良卓紀

○「実施する」とされた推進項目の内容

■会長会

1. 第3条（議長及び議員の活動原則）

●議員研修の充実

- ・議員の質の向上のため、研修へ積極的な参加するとともに、議会として定期的な研修会、勉強会などを開催する。

2. 第4条（会派）関係

●会派研修の充実

- ・会派でオンライン講座や独自に講師等を招聘しての学習会を積極的に開催する。
- ・会派で共通する政策課題を解決するための提言につながる研修を開催する。

3. 第5条（市民と議会の関係）

●所信表明の公開

- ・議長選挙、副議長選挙の所信表明は本会議中に行う。
（※今年度中に「議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明実施要領」の改定を行う。）

4. 第13条（議員研修の充実）

●政策研究会の発足

- ・市が抱える課題について、必要に応じて政策研究会を立ち上げる。

●議員の調査研究の充実

- ・一般質問のマンネリ化解消を図るため、会派・議員の調査研究の充実を図る。

5. 第16条（議会図書室）

●議会図書室の利用促進

- ・議会図書室の利用促進に努める。
- ・各会派や常任委員会の視察報告書についてはタブレット端末に掲載し、共有できるようにする。

6. 第21条（災害時の対応）

●議会防災研修の充実

- ・防災研修会を毎年開催する。
- ・各自の役割分担の把握、情報共有の徹底のため、シミュレーションを含め実践的な研修を行う。
- ・議会防災訓練等を行う。

●災害情報の共有

- ・中津市災害対策本部が設置時された場合は災害状況、復旧状況等の本部の情報を議員へ共有する。

7. 第23条（議会及び議員の責務）

●議員研修の開催

- ・改選後、速やかに「議員、議会のあるべき姿」などについて、議員全体で研修を行う。

■議会運営委員会

1. 第2条（議会の活動原則）

●情報通信技術の活用

- ・やむを得ない理由で参集が困難な場合等において、情報通信技術を活用して議会活動を継続できるよう条例改正を今年度中に行う。ただし、委員会における運用等については、改選後検討する。

（※今年度中に中津市議会基本条例等の関係する条例・規則の改正を行う。）

●臨時議会議案の委員会付託

- ・臨時議会での議案の内容、補正予算の額によっては、全員協議会で事前に十分な説明を行ったうえ本会議で慎重審議を行うこととする。なお、委員会付託が真に必要なものについては、所管委員会に付託する。

2. 第5条（市民と議会の関係）

●「意見書の提出を求める請願」の提出の容認

- ・市民の請願権の主旨から、「意見書の提出を求める請願」についての申し合わせ事項を削除する。ただし、今後は意見書案の添付を必須とする。

（※「請願者の意見陳述実施要領」R4.11.28改定済）

3. 第7条（一問一答による質疑応答等）

●反問権の扱いについての検討

- ・執行部への反問権付与については、引き続き調査研究を行う。

4. 第8条（政策等の監視及び評価）

●重要施策の説明の充実

- ・今後とも重要施策については、全員協議会などで報告・説明を求めるとともに、重要な政策、計画、事業等の議員への説明については、内容をより具体的に求める。

5. 第9条（予算又は決算における政策説明資料の作成）

●政策説明資料等の記者会見前配布の徹底

- ・大分県議会や他市の状況を見ても、議案配布、本会議での提案理由説明、担当課長（財政、総務）だけでなく、全員協議等で事前説明を行っているところもあり、中津市においても審議に必要な記者会見以上の資料の提出とともに、同様の対応を求める。

6. 第11条（委員会の運営）

●オンライン委員会の導入

- ・やむを得ない理由で参集が困難な状況においてオンラインでの委員会参加を可能とす

る条例改正を今年度中に行う。ただし、委員会における運用等については、改選後検討する。

(※今年度中に中津市議会基本条例等の関係する条例・規則の改正を行う。)

7. 第12条（政策形成機能の充実）

●一般質問における「要望」発言禁止の文言見直し

- ・一般質問の要項に基づき、議長により冒頭に「要望することはしない」よう注意しているが、議員が自分の考えだけでなく、市民の声や要望を聞いて一般質問をすることを考えれば、当然、行政に要望することは多くあり、質問との兼ね合いの中で要望することもあるので、一般質問実施要項の「要望」発言に関する文言の変更を検討する。

(※「一般質問の実施要領」R4.11.28改定済)

■常任委員会

1. 第10条（自由な討議による合意形成）

●自由討議の実施方法の見直し

- ・委員会での委員間討議を活発化させる。

2. 第11条（委員会の運営）

●委員会所管事務調査の充実

- ・必要に応じて、委員会が所管する施設の現地調査を実施する。
- ・各種団体との意見交換を受け身でなく議会側から働きかける。
- ・常任委員会の所管事務調査については、コロナの影響により実施できなかったため、今後は、各委員会で主体性をもって調査研究に努める。



○「改選後再検討」とされた推進項目の内容

■会長会

1. 第20条（議員報酬）

●議員報酬の妥当性の審議

- ・定数も減っているため、報酬審議会で審議されるよう検討を行う。

2. 第21条（災害時の対応）

●非常事態宣言時での対応の検討

- ・非常事態宣言時での対応を別途検討する。

■議会運営委員会

1. 第5条（市民と議会の関係）

●常任委員会等のインターネット配信の実施

- ・委員会室の設備（音響、カメラ等）、職員の配置等の問題もあり、議場の活用も含め、改選後に十分な検討を行う。

2. 第8条（政策等の監視及び評価）

●事前・事後政策評価制度の導入

- ・重要政策について事前・事後政策評価制度の導入を検討する。

3. 第10条（自由な討議による合意形成）

●自由討議の実施方法の見直し

- ・決議につながるような提案・討議が行われるよう会派順番制をどうするかを含め、自由討議の実施方法の検討を行う。

4. 第11条（委員会の運営）

●参考人制度、公聴会制度の活用

- ・学識経験者などを利用した参考人制度や公聴会制度の活用について改選後に検討する。

5. 第12条（政策形成機能の充実）

●質問のあり方について

- ・代表質問、一般質問について、政策立案の提案型の質問になっているか振り返り、自己研鑽を積むとともに、議案質疑については、持ち時間だけではなく、一般質問化しないよう議員全体で検討する。また、今後も代表質問、一般質問、議案質疑のあり方について、執行部と共に研究する。

6. 第24条（見直し手続）

●議会基本条例見直し手続

- ・2年目、4年目に検証が行われているが、議会の活性化と市民に議会への関心を持ってもらうために、市民アンケートによる評価や第三者評価についての研究を先進市議会への調査を含め改選後に十分な議論を行う。

■広報広聴委員会

1. 第2条（議会の活動原則）

●広報広聴の充実

- ・見える議会・伝える議会を目指してHP・議会だよりなどの更なる充実を目指して検討する。また、市議会活動状況を広報し、市民に議会に対する認識を深めてもらえるよう検討する。

2. 第5条（市民と議会の関係）

●広報広聴の充実

- ・コロナ禍での課題や制限があるが意見交換会や議場見学会（社会見学）などの受け入れの検討をする。
- ・議会報（議会だより等）は読みたくなるような書面となるよう検討する。
- ・“市民に開かれた議会”の実現を図り、更なるICT化の推進を目指し議会運営の円滑化・省力化を検討する。
- ・現在本議会のネット中継はHP等で周知しケーブルテレビの放送によって行っているが、更なる周知を検討する。

3. 第14条（広報広聴の充実）

●出前講座、ワークショップ方式の意見交換会の実施

- ・子どもの頃から議会に興味をもってもらうような“しかけづくり”を検討する。

●オンライン方式による意見交換会の実施

- ・オンラインでの意見交換会に実施に向け検討する。

●議会報における賛否状況の公開見直し

- ・議会報（議会だより等）において市政の動きを分かりやすく知ってもらうための工夫を図るよう検討する。

●「ご意見箱」の設置

- ・市民からの声の意見集約の仕組みづくりを検討する。

【経過】

- 令和4年 5月20日（金） 議会運営委員会
 - ・改選後（令和元年5月～）の取組みの検証方法について
 - ・検証スケジュールについて
- 令和4年 6月 1日（水） 議会運営委員会（サイドブックス掲載）
 - ・取組み事項及び内容の集約
- 令和4年 6月15日（水） 議会運営委員会（サイドブックス掲載）
 - ・各会派の意見集約
 - ・取組み事項及び内容の集約
 - ・各項目に対する会派の評価（A～E）
- 令和4年 6月22日（水） 議会運営委員会（サイドブックス掲載）
 - ・各会派からの意見集約結果について再依頼
 - ・各会派からの「今後の取組み方法（対策）」について意見集約
 - ・各会派からの各項目に対する評価について再評価
- 令和4年 7月 8日（金） 議会運営委員会（サイドブックス掲載）
 - ・各会派からの「今後の取組み方法（対策）」に対する意見集約（評価別件数の把握）
- 令和4年 8月 4日（木）～ 5日（金） 先進地行政視察の実施

（1）三重県松阪市の視察内容

- ・日 時：8月4日（木） 15：00～
- ・場 所：松阪市議会 第1・2委員会室
- ・内 容：議会改革の取組みについて
- ・相手方出席者（敬称略）

松阪市議会	議 長	堀 端	脩
議会改革特別委員会	委員長	久 松	倫 生
	副委員長	楠 谷	さゆり
			ほか



（2）三重県鳥羽市の視察内容

- ・日 時：8月5日（金） 9：00～
- ・場 所：鳥羽市役所 会議室
- ・内 容：議会改革の取組みについて
- ・相手方出席者（敬称略）

鳥羽市議会	議 長	木 下	順 一
	副議長	河 村	孝
議会改革推進特別委員会	委員長	坂 倉	広 子
	議 員	濱 口	正 久
	議 員	戸 上	健 ほか



- 令和4年 8月 8日（月） 議会運営委員会（サイドブックス掲載）
 - ・「今後の取組み方法（対策）」の採用について、正・副委員長案による採用基準について各会派の承認
- 令和4年 9月22日（木） 議会運営委員会（サイドブックス掲載）
 - ・採用された「今後の取組み方法（対策）」（項目毎）について、推進項目のテーマ及び所管の設定
- 令和4年 9月26日（月） 議会運営委員会
 - ・議会基本条例検証にかかる検討項目の絞り込みと項目毎の所管を示し、承認を得る。
- 令和4年11月22日（木） 正・副委員長、事務局にて正・副委員長案の検討
- 令和4年11月28日（月） 議会運営委員会
 - ・正・副委員長案を基に、議運所管の推進項目に対する検討を行い、検討結果を作成
- 令和4年12月21日（水） 議会運営委員会
 - ・本報告書を最終確認、議長に報告

【各所管での取組み内容】

- 会派会長会
 - ・令和4年11月28日（月） 正・副会長、事務局にて検討結果（正・副会長案）を協議
 - ・令和4年12月 7日（水） 会派会長会開催
検討結果（正・副会長案）について協議
 - ・令和4年12月13日（火） 会派会長会開催
検討結果協議（保留分）について再協議し、最終確認
- 常任委員会
 - ・令和4年11月25日（金） 3常任委員会の正・副委員長合同で検討項目について協議し、最終確認
- 広報広聴委員会
 - ・令和4年12月 6日（火） 広報広聴委員会開催
検討結果について協議し、最終確認
- 議長・議会事務局
 - ・令和4年12月13日（火） 議長・議会事務局長にて協議し、最終確認

